

西 予 市 水 道 ビ ジ ョ ン

(ダイジェスト版)

～おもいやり、ささえあう水道事業～



平成22年3月

愛媛県西予市上下水道課

は じ め に

わがまち、西予市は、平成 16 年 4 月に近隣の明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町が合併し誕生いたしました。リアス式海岸の宇和海から、四国カルスト台地まで、標高差、実に 1,400m という当市の自然環境は、本州の南北に渡る全ての気候があてはまる多彩な地域であり、この特性を生かした産業創出などをとおして積極的にまちづくりを展開しております。



このまちづくりにおきましては、西予市総合計画「夢創造せいよ 21」を策定しておりますが、この中の基本構想『暮らしを支え 地域を結ぶ 住みよいまち』の施策として水道事業の推進を掲げております。西予市の水道普及率も一定の水準に達しておりますが、行政区域が広大で、その大半が高低差の大きな地形であることから、大小 100 を超える施設が散在し、施設規模、ランニングコスト等が大きく異なることから、市町村合併の集大成ともいえる水道料金体系の平準化が大きな課題となっております。

水道事業は、皆様の生活基盤を支える重要なライフラインであり、将来にわたって安全で安定した給水サービスを確保するため、今後も施設の更新や耐震化の推進と大きな課題に直面しております。

このような状況に対応するため、わがまちの水道事業の現状分析と将来像を描き、今後の具体的施策を盛り込んだ「西予市水道ビジョン」をとりまとめました。

このビジョンに掲げました施策を基本指針とし、市民の皆様のおもいやり、ささえあう力で、持続可能な水道事業の推進を、行政の重要な施策として積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様をはじめ関係機関のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

西予市長 三好幹二



卯之町の町並み

1. 西予市水道ビジョンについて

西予市の水道事業は、平成16年4月の旧明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町の合併を経て、4上水道及び41簡易水道と給水人口100人以下の飲料水供給施設や共同給水施設等の小規模水道で構成されています。上水道は、明浜事業が昭和61年、宇和事業が昭和36年、野村事業が昭和32年、三瓶事業が昭和27年に給水開始以来、給水人口の増加、地域産業の振興、簡易水道等の統合に呼応して数度の拡張事業を行い、市民の皆様に安全で安心な水道水を供給してきました。

しかし、近年の水道事業をとりまく環境は、三位一体の改革や規制緩和等の国の施策、水道事業補助制度の変化、長期化する景気の低迷、少子高齢化の進展、将来人口の減少、環境問題の顕在化などの外的要因、また、水源水質の悪化、水道施設の老朽化の進行、給水収益の減少による事業運営基盤の弱体化などの内的要因により大きく変化してきています。

一方、厚生労働省では、全国の水道事業体に共通するこれらの環境変化に対応すべく、平成16年6月に「水道ビジョン」を策定し、水道事業の目標として、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「国際」の5つを主要な政策課題と位置づけ、水道界全体で取り組んでいくこととしています。また、平成17年10月には「地域水道ビジョン作成の手引き」を取りまとめ、今後の水道事業に求められる施策の着実な実施を図るため「地域水道ビジョン」の策定を推奨しています。

このような背景のなか、本市においても拡張から更新と維持管理の時代への転換期を迎え、小規模施設の維持管理体制の確立、経年老朽化施設の計画的更新、東南海・南海地震対策の推進、多様化・高度化するお客さまニーズへの的確な対応等、さまざまな課題に直面しています。これらの課題に適切に対応すべく「水道ビジョン」を基調としつつ、安全・安心で快適な水道水の安定的な供給の更なる充実を目指すとともに、今後の水道事業のあるべき姿や具体的な施策を示す指針として「西予市水道ビジョン」を策定するものです。



野村ダム



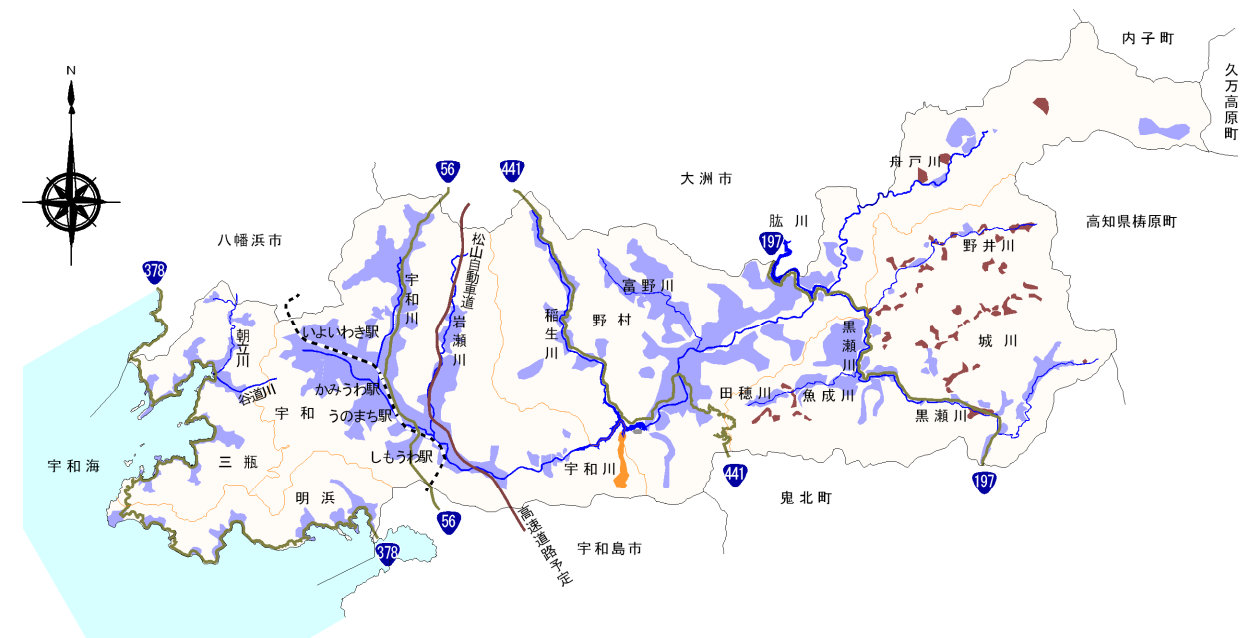
法華津峠

現況の水道施設と給水区域



凡 例	
	上水道事業
	簡易水道事業
	飲料水供給施設
	専用水道施設
	その他水道施設

平成31年度の水道施設と給水区域



明石浄水場（宇和）



第1浄水場（野村）



三瓶浄水場（三瓶）

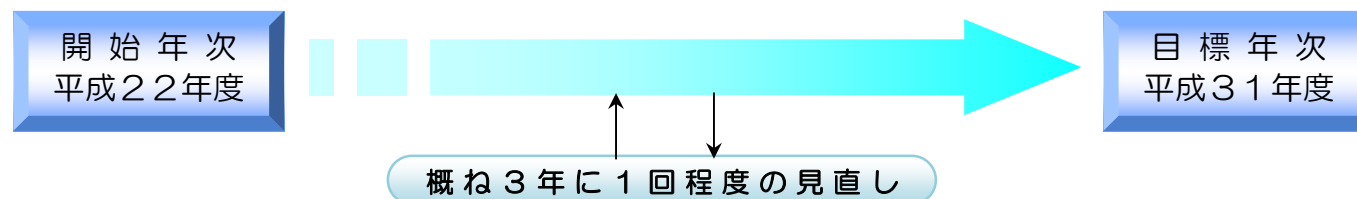


明浜浄水場（明浜）



下相上簡易水道（城川）

計画期間10年間



2. 水道事業の現状と課題

本市の水道普及率は、平成 20 年度現在 95.1%に達しており、従来の「拡張・新設」の時代から「維持・更新」の時代となっています。今後は、老朽施設の更新や耐震化を推進するとともに、持続可能な運営基盤の強化が必要です。

安 心

安心・快適な給水の確保

原水から給水に至るまで一貫した水質管理の徹底、肱川流域関係者との連携強化による原水水質の保全等による水道水質の維持向上が重要です。また、小規模施設の管理の充実が必要です。

安 定

安定的な生活用水の確保

地震、渇水等の自然災害や事故などの非常時においても、市民のライフラインとしての使命を果たすことが重要です。そのため、基幹施設の耐震化の推進や水源水量の安定的確保が必要です。

西予市水道事業の現状と課題

水質・施設管理の充実・災害対策の推進
運営基盤の強化・環境への貢献

持 続

地域特性にあった運営基盤の強化

施設の統合及び経営統合により経営基盤の安定化を図り、地域間格差の是正や持続可能な水道事業を目指すことが重要です。また、高齢化・過疎化に対応した管理体制の再構築が必要です。

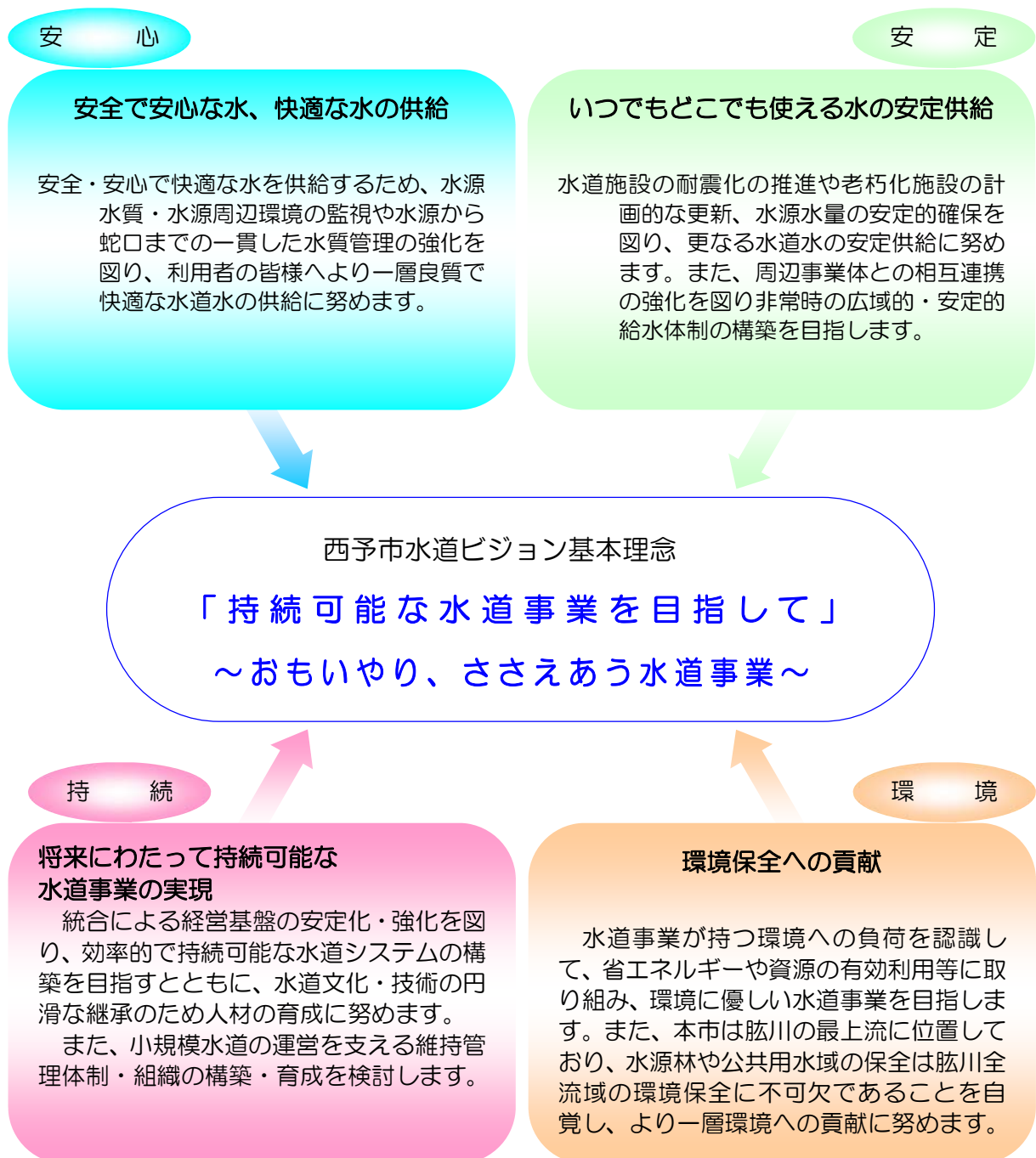
環 境

環境保全への貢献

肱川の源流を有する地域として公共用水域の汚濁防止や水質保全に取り組むとともに、水道施設の再構築により環境負荷を低減して水環境の健全化に貢献することが重要です。

3. 基本理念と政策目標

「持続可能な水道事業」の実現を目指して、その施策課題・目標として「安心・安定・持続・環境」の4項目を設定しました。この施策目標をもとに、更に具体的な施策を設定して、基本理念の具体化に努めます。



4. 具体的施策について

水道ビジョン体系図



5. 主要な具体的施策について

1 主要な施設及び管路の耐震化

大規模地震と想定されている「東南海・南海地震」が発生しても、水道の持つライフラインとしての責務を果たし水道水の給水を継続するために、主要な施設や管路の耐震化に努めます。また併せて、応急給水・応急復旧体制の充実といった対策を推進しソフト、ハード両面で地震に強い水道システムの構築を目指します。

①主要な施設及び管路の耐震化

詳細な耐震診断や劣化診断に基づき、優先度・緊急度・費用対効果等を見定め、計画的な施設更新や耐震補強の実施に努めます。

また、管路についても、老朽管の更新と併せて計画的に耐震化を進めるとともに、災害対策の一環としての配水管網のブロック化を図ります。

2 老朽化施設・管路の更新

我が国の水道は、高度経済成長期を契機に、急速に面的・量的な拡大期を経て、今日では大部分の国民が利用できるまで普及しています。一方、それらの施設の多くが老朽化が進展しその更新時期を迎えつつあるなか、近年の水道更新のための投資額は減少傾向にあります。また、今後も人口の減少傾向が予測されており、事業収益の低減が見込まれるため、計画的な施設更新が可能な体制の構築が課題となっています。

今回実施した水道施設の機能診断において、取水から導水、浄水、送水、配水、給水までの一連の施設で老朽化が進展していることが判明しています。また、管路においても法定耐用年数を経過したものがおり、今後、これらの施設・管路更新を効率的かつ効果的に進めることに努めます。

①老朽化施設の更新

施設の重要度・耐震性・建設後の経過年数・老朽化の程度等を総合的に判断し、今後の水需要予測に基づく適正規模での更新に努めるとともに、高効率かつ低コストの水道に再構築を図ります。また、併せて現在の施設の延命化を図るため、水運用や施設運転の見直しを検討します。

②老朽管路の更新

現在老朽化している管路は、布設当時の管材製造技術レベルや品質管理レベルも低く、衝撃による破損や内部腐食による漏水・赤水発生の原因となっています。特に石綿セメント管や内面ライニングの無いねじ切鋼管は、本市水道事業の課題である有収率低迷の一因と考えられ、計画的な更新を検討します。

3 有効率の向上

有効率や有収率の向上は、水道事業経営の健全化とともに環境への負荷低減に果たす役割も併せ持っています。有効率の向上をとおして取水から浄水処理、送・配水の一連の過程で動力エネルギーの低減・漏水対策の軽減や水資源の有効活用が図られ、環境にやさしい水道事業構築に果たす役割も大きくなっています。

①有効率・有収率の向上

三瓶・明浜上水道では、南予水資源開発事業の一環として整備された管路が布設後 30 年近く経過し、徐々に老朽化が始まりつつあります。また、それ以前に整備されていた配水枝管の老朽化が著しく、有効率及び有収率を低下させる要因となっています。

今後、厚生労働省が示した「水道ビジョンに掲げられている有効率 95%」以上を目指し、4 上水道の老朽管路更新を財政面とのバランスに留意しつつ計画的に実施します。

②漏水防止対策の推進

本市水道事業の平成 20 年度における上水道全体の有収率は 78.9%ですが、業務指標(PI)公表事業体中央値 87.0%、愛媛県内事業体の平均値 84.6%と比較すると若干低い値となっています。有収率は、施設の経年劣化や給水区域の地形的条件にも左右されますが、漏水防止対策を計画的・継続的に実施することで改善することが可能です。今後、この漏水調査結果や漏水事故のデータに基づき、漏水位置やその原因を特定することで、効率的な漏水防止対策を進めます。

4 簡易水道等の統合と整備

本市水道事業の多くが施設の老朽化に直面しており、計画的に適切な時点での更新が重要な課題となっています。また、過疎化・高齢化の進展により、小規模の簡易水道や飲料水供給施設・共同給水施設の維持管理が困難となりつつある現状です。

一方、厚生労働省の水道事業整備予算や地方交付税が減少の一途をたどるなか、水道施設更新費用を水道料金収入で賄っていくことが求められ、健全な水道事業経営に支障をきたすことが予想されます。その解決策として、厚生労働省は同一市町村内の水道事業を統合することで事業運営基盤の安定を確保することを推奨しています。

①事業統合計画

本市水道事業は、行政区域面積514.8km²に4上水道及び41簡易水道、並びに72飲料水供給施設・共同給水施設の計117の公営事業と1専用水道が散在しています。また、小規模簡易水道や共同給水施設の多くは施設の老朽化とともに過疎化・高齢化の進展により日常の施設維持管理が困難になりつつあります。今後、給水人口50人以上の施設を対象とした「簡易水道事業統合計画書」に基づき平成29年3月末の期限内での事業経営統合を目指します。

5 水道料金の適正化

水道事業は、地方公営企業法において公営企業（上水道に限る）と位置づけられており、その経営は独立採算制が原則となっています。その事業収入の大部分である水道料金収入は、過疎化・高齢化の進展による給水人口の減少や本市が目指している「節水型街づくりの推進」による水需要の減少が事業経営を圧迫することが予測されています。今後も水道事業の目的である、「安心・安全で快適な水道水の安定供給」を持続するためには、水道利用者の皆様に応分の負担をお願いすることが必要となります。

①水道料金の地域格差是正

現在の水道料金は、市町村合併前の料金体系を継続しており、未だ料金体系が統一されていない現状です。水道は、人間が生活する上で必要不可欠のライフラインであることから、その料金体系の変更が及ぼす水道利用者への影響は図り知れないものが予測されます。しかし、県下の同様な事業体も市町村合併の集大成として、水道事業料金体系の統一を実施しているなか、本市水道事業においても水道利用者の皆様の御理解のもと料金の地域格差是正に向けて真剣に取り組んでいくことが求められています。

②水道料金の適正化

水道事業は、新設・拡張から維持管理の時代に入り、今後老朽化施設や管路の更新が目前に迫っています。4上水道の統合を契機として、簡易水道の統合等に合わせて定期的に財政収支を見直しながら、適宜、公正妥当な料金への適正化を図ります。



大 野 ケ 原



民 族 資 料 館



西予市水道ビジョン

(ダイジェスト版)

平成22年～31年度

発 行 平成22年(2010)3月

発 行 者 西予市上下水道課

住 所 : 〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

T E L : 0894-62-1111(市役所代表) 0894-62-6411(上下水道課)

F A X : 0894-62-1968(市役所) 0894-62-7007(上下水道課)

電 子 メール : suidou@city.seiyo.ehime.jp

ホームページ : <http://www.city.seiyo.ehime.jp>